

東日本大震災及び令和2年7月豪雨 による被災者に係る対応について

東日本大震災に係る一部負担金免除等の令和3年3月以降の取扱いについて

- ① 原発事故に伴う避難指示区域等の被災者等に係る一部負担金等の免除の期限（令和3年2月末まで）について、令和4年2月末まで延長。
- ② 原発事故に伴う避難指示区域等の被災者等に係る健診・保健指導の費用の還付の期限（令和3年3月末までの受診分）については、令和4年3月末までの受診分に延長。

事 項	免除・還付の対象期間							
	H23/3/11	H24/9/30	H25/3/31	R3/2/28		R3/3/31	R4/2/28	
①医療機関・調剤薬局 における一部負担金 等の支払いの免除 (療養費を除く。)	原発事故関係							
	住居の 全半壊等							
②健診・保健指導の 費用の還付	原発事故関係							
	住居の 全半壊等							

令和2年7月豪雨による被災者に係る令和3年4月以降の対応について

令和2年7月豪雨に伴う災害救助法の適用市町村において、住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（令和3年3月末まで）について、被災状況を鑑みて、令和3年6月末まで延長。

事項	R2/7/4	10/31	12/31	R3/3/31	6/30
医療機関等における 一部負担金等の支払の免除					

※令和3年1月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。このため、協会けんぽでは、令和2年11月から免除証明書を発行している。
また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。

【令和2年7月豪雨における災害救助法適用市町村（令和2年7月29日時点）】（出典：内閣府防災情報のページ公表資料）

	自治体名	市	町	村	計
1	山形県	13	16	2	31
2	長野県	4	4	6	14
3	岐阜県	6	0	0	6
4	島根県	1	0	0	1
5	福岡県	4	0	0	4
6	佐賀県	1	0	0	1
7	熊本県	9	12	5	26
8	大分県	2	2	0	4
9	鹿児島県	9	2	0	11
9県合計		49	36	13	98